

(3) 其他應援團體ナシ
 五、紛議發生原因

大正六年六月ヨリ右工場ハ開設サレ爾來工場主自ラ職工トナ
 リ今日ニ至リタルカ本年六月技術工ニ名他工場ニ轉職レ八月
 ニ入リニ名ノ技術工ノ應召アリテ其ノ補充モ困難
 一方工場主モ年令ノ關係ヨリセラ後來、如ク作業困難ト為リ
 タル爲工場敷地ヲ隣地ヨール工場ニ賣却レ工場閉鎖ヲ爲サレ
 ト決意レ本月十五日コレヲ従業員ニ發表レタルニ因ル
 六、経過

コレガ發表ニ接シタル従業員ハ工場閉鎖ハ止ムナクモ、ト兼
 認シタルモ手當金ノ支給方ニ休従業員代表伊藤養喜宮下和中
 郎ハ所轄扇橋署ニ斡旋方ヲ請ヒタルニ依リ十六日午後一時ヨ
 リ労賃以方ヲ所轄署ニ招致レ調停斡旋シタル結果別記覚書、通リ内滿解決
 シタル
 右又中(通)報復也

覚書

今般大塚硝子工場解散ニ依リ工場主對従業員間、勞働紛議ハ所轄扇橋警察署、
 斡旋ニ依リ左記条件ニ依リ内滿解決シタルニ付、茲ニ覚書三通ヲ作成シ当事
 者並ニ所轄警察署各ニ通宛保持スルモノトス

記

退職手当トシテ左記ノ者ニ對シテハ日給月額ノ九ヶ月分ト外ニ勤続手当トシテ
 一ヶ月分ニ對シテ日給十ヶ月分ヲ支給スルコト

細谷清志郎 甘利善郎 南沢忠利 成田市太郎 伊藤養喜

ニ其ノ他ノ者ニ對シテハ退職手当トシテ日給月額ノ八ヶ月半分ト外ニ勤続手当
 トシテ一ヶ月分ニ對シテ日給十ヶ月分ヲ支給スルモノトス
 但シ川崎 木島 石橋ノ者ハ日給ハ健康保険標準報酬日額ニ依リモノトス
 昭和十二年九月十六日

工場主 大塚兼次郎
 職工代表 伊藤養喜
 立會人 吉田三郎 增田銀二
 (印)(印)(印)(印)(印)